

四日市市告示 第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

四日市市長 森 智広

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地  
桜花台こどもクリニック 院長 水谷 健一  
四日市市桜花台一丁目35番地4
- 2 委託した公金事務に係る歳入等または歳出  
病児保育サービス利用手数料の収納
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和8年2月18日
- 4 公金事務の委託をした日  
令和8年4月1日
- 5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（こども未来部こども未来課）